

芦屋市霊園使用者選考委員会 会議録（令和元年7月17日）

日 時	令和元年7月17日（水） 午後3時00分～午後4時30分
場 所	市役所北館3階 ミーティングルーム2
出席者	出席委員 ・田中委員・直林委員・若林委員 ・大永委員・高井委員・森田委員 欠席委員 ・米田委員長・戎井委員 事務局 ・市民生活部環境課 米村課長・富松・西村
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	なし（委員・事務局以外の参加者）

1 報告事項

(1) 平成30年度 芦屋市霊園使用者募集結果

2 議題

(1) 諮問事項

1) 常時募集の墓地区画及び申込資格等について（案）

2) 随時募集の墓地区画及び申込資格等について（案）

3) 追加募集の墓地区画及び申込資格等について（案）

4) 申し込み時の注意事項について（案）

(2) 募集日程について

3 その他

4 提出資料

委員会資料

5 審議経過

1 開会

〈事務局：米村〉

ただ今から、芦屋市霊園使用者選考委員会を開催させていただきます。本日の会議は、お手元の委員会次第に沿い、進めさせていただきます。では、市民生活部長の森田からご挨拶申し上げます。

〈森田部長〉

あいさつ

〈事務局：米村〉

本日は、今年度の芦屋市霊園の使用者募集に際しまして、使用者を決定する基準その他必要な事項につきまして、諮問をさせていただくものでございます。

委員長のお席に諮問書の正本を、各委員のお手元にはその写しを配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は米田委員長が欠席されています。選考委員会規則の第2条第4項に、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する、という事になっています。

この規定に基づきまして、昨年度の選考委員会で米田委員長より森田委員を委員長の職務を代理するものとして指名して頂いています。そのまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈事務局：米村〉

ありがとうございます。それでは委員長の職務代理に森田委員を指名させていただきます。

それでは委員長代理、議事の進行をお願いいたします。

〈森田委員長代理〉

では、事務局から委員の出席状況と、会議の公開と議事録の公開についての説明をお願い致します。

〈事務局：米村〉

本委員会の委員は8名で、本日は6名の方がご出席でございます。

選考委員会規則第3条第2項の規定では、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議の方は成立しています。

また、会議の公開等についてですが、芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は、原則公開と定められています。ただし、第19条により非公開情報が含まれる事項について審議する場合、あるいは公開することにより、会議の構成又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば、公開しないことが出来るとなっています。

特に、ご意見等がなければ公開させていただきたいと考えています。

また、議事録の公開につきましては、芦屋市情報公開条例の第7条に公文書の公開義務が規定されています。この規定に非公開情報の規定がありまして、それにより判断することになってはいますが、本日の委員会は原則公開と考えています。なお、公開内容につきましては、ご発言いただきました委員の方のお名前も含むものとなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

〈森田委員長代理〉

本日の会議については特段非公開にする内容は含まれていないと考えていますので、会議の公開と議事録の公開につきましては、事務局の説明のとおり取り扱いさせていただくということでよろしいでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈森田委員長代理〉

ありがとうございます。本日、傍聴の方はおられますか。

〈事務局：米村〉

傍聴の方はいらっしゃいません。

## 2 委員紹介

〈森田委員長代理〉

それでは、名簿順に、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

〈各委員〉 自己紹介

〈事務局〉 自己紹介

## 3 報告事項

〈森田委員長代理〉

ありがとうございました。次に報告事項としまして平成30年度芦屋市霊園使用者募集の結果報告を事務局からお願いします。

〈事務局：富松〉

資料【3 報告事項】を使って平成30年度 芦屋市霊園使用者募集結果について説明。

〈森田委員長代理〉

昨年、ここで審議をしていただきましたが、複数年にわたって落選が続いている方に何らかの配慮ができないかということ審議いただきました。2区画申し込みができるので1区画落選をしても、もう1区画で当選の可能性を持てるというように変更しましたので、そういった点もこの結果に反映されているところでございます。現在の報告に対しまして、ご質問がございましたらどうぞ。

〈若林委員〉

3 募集結果の(3)23区画に応募がお一人もいなかったというのは理由があるのでしょうか。どういう区画で、場所的な問題や金額的な問題でしょうか。

〈事務局：富松〉

12㎡以上ですので、比較的大きな区画、また金銭的にも高額になるというのが大きな理由だと思います。

〈若林委員〉

そのあたりを今後検討されることはあるのでしょうか。

〈事務局：富松〉

今までも現地を確認し、小さく区割りできるところについては区割りしています。今回も、ある程度大きな区画につきましては区割りも行っていますが、周りの状況・バランスも考えながら判断していきたいと思っています。

〈若林委員〉

未使用のところが長く続くというのはもったいないですね。

〈森田委員長代理〉

議会でもたびたびご質問いただきますが、今事務局から説明があったように状況を見てといったところで、いわば豪邸の中に小さな区割りの家ができるようなことにもなりますので周りの方とのバランスもあります。

〈若林委員〉

そうかもしれませんが、豪邸思考というのがだんだん時代に沿わなくなってきたという傾向かもしれませんね。

〈森田委員長代理〉

出来るところから区割りをしていくということで少しずつ進めていくという事になります。

〈田中委員〉

複数回落選の方の話がありましたが、遺骨を持っている方とそれ以外の方でも大きな差があるのでしょうか、当選率が全然違いますね。

〈事務局：富松〉

そうですね、一つの区画で遺骨をお持ちの方とお持ちでない方が重複しますと遺骨をお持ちの方を優先的に抽選としています。例えば、一つの区画に、遺骨をお持ちの方が1人・お持ちでない方が3人の応募があれば自動的に遺骨有の方が優先となりまして、1名ですのでその方が当選します。他の例えとしましては遺骨をお持ちの方が3人・お持ちでない方が4人の応募であれば遺骨有の方3人で抽選を行います。

〈田中委員〉

という事は遺骨を持っていない方は申し込んだ場所に遺骨有の申込み者がいたら自動的に当選は無いという事になるのでしょうか。

〈事務局：富松〉

そうです。

〈田中委員〉

わかりました。では今回遺骨無しで当選している5人の方は、遺骨有の方がいらっしやらなかった場所に申し込んだという事ですね。

〈事務局：富松〉

そうです。

〈森田委員長代理〉

いわば足切り条件のようなものですね。

〈直林委員〉

先ほどの常時募集（12㎡以上）についてですが、次のページの26区画と数が違うのはなぜですか。

〈事務局：富松〉

次のページは今年度の案でございますので、今ご説明した昨年度の23区画に加えて、またこの1年で3件の返還があったのでそれを追加しています。

#### 4 議題

〈森田委員長代理〉

それでは事務局から説明がありましたとおり、本日は、芦屋市霊園の使用者を決定する基準その他必要な事項について市長から諮問をいただきました。諮問事項は大きく4つあります。

それを我々がこれから審議するにあたり、最初に審議の期限について確認をさせていただきます。いつまでに答申を、という事務局からの希望はありますか。

〈事務局：米村〉

毎年のことにはなりますが、このあと9月に募集を予定しておりまして、募集要項の作成をはじめ、実際に今年度の使用者募集のスケジュールに沿った手順を進めていく関係上、もし附帯事項等がなければ、本日付けでご答申いただければと思っています。

〈森田委員長代理〉

それでは事務局から諮問事項の1)から4)に関する説明を一括してお願いします。

〈事務局：富松〉

資料【4 議題】を使って（1）諮問事項について説明。

〈森田委員長代理〉

事務局から、諮問事項として、1) 常時募集～（案）、2) 随時募集～（案）と3) 追加募集～（案）の墓地区画・申込資格・当選者の決定について、また4) 申し込み時の注意事項について（案）をそれぞれ説明いただきましたが、ここで委員の皆様からのご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

去年から過去繰り返し落選されている方の救済措置を設けましたが、これに対しての結果と評価について事務局としていかがですか。

〈事務局：富松〉

昨年度の申込みで、過去5年で4回落選しているという対象者のかたが17名いらっしゃいました。そ

の17名のうち、お申し込みされた方が9名いらっしゃいました。その方は2区画お申し込みいただいておりますが、9名の内、当選された方は3名でございます。3名ですが、1人はなぜか辞退されており、実際に当選確定された方は2名となっております。その際の反応としましても、複数申込みという点では枠が広がったという事で良かったのではないかなと思います。以前ご提案させていただいた抽選の玉を増やすことは公平性に欠けるという事で、ある一定ご理解をいただけたかと思えます。

〈森田委員長代理〉

なかなか当選率的には厳しいですね。

〈田中委員〉

確認ですが、第1希望・第2希望というより、二つ申し込みできるという考え方で良いですか。抽選を順番にしていきたいと思います。先に当たればそれで当選ということですか。

〈事務局：富松〉

両方とも抽選、という方法をとりました。どちらも抽選対象としています。

〈田中委員〉

確率的には低いとは思いますが、両方当たった場合どうされますか。

〈事務局：富松〉

実は今回当選したこのお二方は両方通りましたが、片方は辞退ということになります。

〈田中委員〉

わかりました。また、お骨を持っている方は優先ですが、他の墓から改葬するために、または分骨するためにお骨を引き上げてきて自宅に保管しているという場合はどうするのでしょうか。

〈事務局：富松〉

そういった場合は想定しておりません。と言いますのも、改葬する・分骨する場合は市の許可が必須です。その許可書を発行するためにはお骨の移動先が決まっている必要がございます。移動先が自宅ということは認めておらず、勝手にお骨を移動させるのは法的に無理がありますので、その場合は想定しておりません。

〈田中委員〉

わかりました。

〈直林委員〉

申込み時の注意事項がありますが、兄弟(別世帯)でお父さんのお骨をお兄さんは有り、弟は無しで申込みは可能ですか。そういったケースはありますか。

〈事務局：富松〉

片方は遺骨有・片方は遺骨無しで、つまり両方が遺骨有でなければ可能です。そういったケースは住所が同じであれば気づくかもしれませんが、把握しておりません。

〈森田委員長代理〉

一つの遺骨であれば兄弟での応募はできないということですね。

〈事務局：富松〉

両方が骨有では申込み不可です。長男は遺骨有で優先権有、次男は優先権無しであれば申込み可能です。次男がどういった目的でお墓がほしいかはこちらでは判断できないためです。

〈直林委員〉

同じ場所の申し込みは出来ないという事ですね。

〈事務局：富松〉

同じ場所であれば次男は優先権無のため当選することはありません。他の場所を申し込むことになりません。

〈森田委員長代理〉

重複申し込みはできないというのはどういうパターンですか。

〈事務局：富松〉

父親の火葬許可書のコピーで、長男も次男も申込みをする、これは事務局で確認が出来ますので受け付けはいたしません。

〈田中委員〉

先ほど同一住所の話がありましたが、今は夫婦で住所が同じであっても世帯分離をしている方もいらっしゃる。特殊なケースかもしれませんが、想定しておく必要があるのではないですか。

〈事務局：富松〉

申込みいただいた方は、居住要件(市に在住1年以上)を市民課で確認するので、その時に確認します。

〈田中委員〉

珍しいかもしれないが、想定はしておいたほうが良いかもしれない。

〈事務局：富松〉

わかりました。

〈若林委員〉

使用料に永代と書いてある意味を教えてください。永代以外があるのか。

〈事務局：富松〉

永代以外の期限付き等は有りません。使用料とだけ書くと毎年払うのかと勘違いされかねないので、永代と書いています。

〈若林委員〉

1 m<sup>2</sup>当り使用料には永代と書いていない。

〈事務局：富松〉

これに面積をかけたものが永代使用料です。

〈若林委員〉

分かりました。

〈田中委員〉

すべての区画が再貸付だが、これは以前に永代使用料を払って買った方が途中でやめられたということですか。

〈事務局：富松〉

そうです。

〈田中委員〉

その場合この永代使用料はどうなるのですか。

〈事務局：富松〉

使用許可を得て3年以内に返還でしたら永代使用料の7割相当額を還付いたします。3年を越しますと還付金はありません。

〈森田委員長代理〉

年間維持費はまた別ですね。

〈事務局：富松〉

年間維持費につきましては毎年4月1日付けで請求いたします、平成31年時点では1 m<sup>2</sup>当り1,200円となります。

〈直林委員〉

墓じまいが増えてきましたけれども名義人の変更というのは芦屋市では親族以外でも認めるなどの規定はありますか。

〈事務局：富松〉

条例上では相続人という書き方をしています。

〈直林委員〉

名義人が指名した相続人であれば誰でも良いというわけですか。

〈事務局：富松〉

事前に公正証書等で残している場合はそちらを添付のうえで受け付けています。

〈直林委員〉

新しい方になったら何親等まで入れるなども決まっているのでしょうか。

〈事務局：富松〉

例えばA家の墓を、生前公正証書でBさんをお願いしていた場合、墓はA家の墓であるので、B家の墓にはなりません。A家墓地管理人のBさんとなるだけです。A家の親族の場合であっても、嫁いで娘がBさんになったとしたら、A家墓地管理人のBさんとなります。お墓を建て替えてB家の墓にすることは出来ません。しかし、A家の墓にBさんやBさんの親族の遺骨を入れることを制限するものではありません。誰がその墓に入るかは、管理をしているBさんに決定権があります。市によっては何親等までしかそのお墓には入れないなどありますが、芦屋では特にありません。

〈直林委員〉

よく聞かれるので聞いてみました。わかりました。

〈若林委員〉

合葬墓の進捗はいかがでしょうか。

〈事務局：富松〉

毎年ご説明させていただいていますが、順調に進んでいます。平成30年に実施設計が完了し、発注準備を進めているところです。順調にいけば、年内に工事に着手し、令和3年に開設予定です。料金や募集方法などのルールについてはまだ決まっておられませんので、今後決めていきたいと考えます。

〈森田委員長代理〉

区画が変わった程度で大きな取扱いの変更は特にないという事で大丈夫ですね。複数回落ちた方への対応に関しては去年やってみて今年も同様にしてはいますが、特にご意見はありませんか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈森田委員長代理〉

ご意見等、出尽くしたようでございます。結果として、取扱いとしては事務局から説明いただきました昨年度と同様の取扱いという事で、使用者を決定する基準・その他必要な事項の内容については事務局提案のとおりで答申とするということでご異議ございませんでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈森田委員長代理〉

ご異議なしと認めます。ありがとうございます。また、特に附帯事項として意見はつけませんが、いろいろと委員からいただいたことについては、事務局として、今後の新たな検討の際に参考にさせていただくということで、お願いいたします。

それでは続きまして、議題の（２）募集の日程について、事務局から説明をお願いします。

〈事務局：富松〉

資料【４ 議題】を使って（２）募集日程について説明。

〈森田委員長代理〉

事務局から今後の日程につきまして説明がありましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。特にございませんでしたら、この内容で進めていただくということによろしいでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

## 5 その他

〈森田委員長代理〉

では、5 その他としまして事務局から合葬式墓地について説明をお願いします。

〈事務局：富松〉

随時募集の案内(参考)の後ろに合葬式墓地の解説について触れています。市民アンケートのニーズから平成29年基本設計・平成30年実施設計、今年度には工事に取り掛かれる予定になっています。令和2年度末までの工事を予定しています。令和3年度中に開設できる予定です。それまでにルールや基準を作っていくこととなります。4,500体共同でお骨を埋蔵する合葬室と、800体分のロッカータイプの一時安置室を設けます。合葬室には入りますとお骨を取り出すことは出来ませんが、一時安置室であれば、取り出すという事は可能です。使用期限は永年、お墓の管理は市が行い、維持費はかかりません。

〈田中委員〉

合葬室が4,500体とありますが、これは比較的短期間、10年くらいで埋まる数なのではないでしょうか。

〈事務局：富松〉

アンケートの結果から推測を行っていますが、この先40年程度で埋まると考えています。亡くなった方全員が合葬式墓地に入るのではなく、今の時代でも一般的なお墓を求める方は多数いらっしゃいます。4,500+800体分ありますので、40年間はこの数で足りると考えています。

〈田中委員〉

40年後、満杯になった時のことも考えておく必要があるのではないのでしょうか。

〈事務局：富松〉

スペース的な問題で言いますと、拡張・お骨を収めるスペースを広げることは出来るようになっていま

す。しかし、40年後のお墓事情というのは未知数でございまして、芦屋市霊園もできてから60年経ちますが、出来た60年前、ないし40年前に合葬式墓地というのを想像したかという想像すらできなかったかと思います。時代の流れでこのようになってきているということでございまして、40年後またどうなっているかという正直わからないところが多くあります。物理的な場所で言うと、収容場所はあると言えます。

〈田中委員〉

来年の末頃には広報に載るのではと思いますが、未来永劫どうなるかという点について書いておいてほしい。満杯になったら捨てられてしまうのではないかと、心配になる方はたくさんいらっしゃると思う。

〈事務局：富松〉

分かりました。

〈森田委員長代理〉

埋蔵する場所はコンクリートですか、土に還るとは言えないのか。

〈事務局：富松〉

そうです。湿気や湧水の関係上、土にすると管理に支障が出ると判断しました。

〈森田委員長代理〉

分かりました。墓地をお持ちの高井委員いかがですか。

〈高井委員〉

道が狭く、車が枝に当たる場所があるので今後も道路整備をお願いします。

〈事務局：富松〉

分かりました。

〈森田委員長代理〉

最後に随時に芦屋市霊園使用者選考委員会が市長から諮問を受ける場合、この使用者選考委員会の開催時間的に困難で、且つ諮問の内容が芦屋市霊園使用条例等の関係法令に準じて判断が可能な場合、あるいは社会通念上妥当だと判断できる事案については、委員長と副委員長が相談し、共に判断をするという事で、ご了解を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈委員一同〉

—異議なし 拍手—

〈森田委員長代理〉

以上で本日の議事について全て終了いたしました。その他、事務局から何かありませんか。

〈事務局：米村〉

ありません。

6 閉会

〈森田委員長代理〉

これもちまして、芦屋市霊園使用者選考委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以上